

# つちはし事務所通信

# 5

## May

## 2010



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F

TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2010年5月1日

## 注目トピックス 雇用保険料率・雇用保険法が改正されました

4月1日より雇用保険料率が上がりました。労働保険年度更新、給与計算の際にご注意ください!

### 平成22年度 雇用保険料率

内 訳 事業の種類	雇用保険率	失業等給付に係る率		二事業率
		被保険者負担率	事業主負担率	
いわゆる一般の事業	1,000分の15.5	1,000分の6	1,000分の6 計 1,000分の9.5	1,000分の3.5
いわゆる農林水産業* 清酒の製造の事業	1,000分の17.5	1,000分の7	1,000分の7 計 1,000分の10.5	1,000分の3.5
いわゆる建設の事業	1,000分の18.5	1,000分の7	1,000分の7 計 1,000分の11.5	1,000分の4.5

\* 今回の改定は、2009年度の1年間に限り、0.4%引き下げられていた料率を元に戻すものです

\* 季節的に休業し、または事業の規模が縮小することのない事業(園芸サービスの事業、牛馬の育成、酪農、養鶏または養豚の事業および内水面養殖の事業)には、一般の事業の雇用保険率が適用されます

**その結果、会社と社員が払う雇用保険料は下記のように増えます。**

社員は1,000分の2、会社は1,000分の2.5負担が増えることになります。

月収30万円の人は月600円の負担増、月収30万円の社員を20名抱える企業は月15,000円の負担増になります。協会けんぽの保険料率も大幅にアップしたばかりですので、社会保険料の負担は去年に比べかなり重くなったといえます。 **社会保険料適正化の提案ができます。ご相談ください。**

**また、雇用保険が適用される人の範囲が広がりました。こちらも注意が必要です!**

### 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

#### 【改正前】

「週所定労働時間 20 時間以上」かつ  
「6 か月以上雇用見込み」 (業務取扱要領に規定)



#### 【改正後】

「週所定労働時間 20 時間以上」かつ  
「31 日以上雇用見込み」 (雇用保険法に規定)

この改正により、あらたに雇用保険に加入させないといけない人がいないか、チェックしてください。

**心配な点がございましたら、当事務所までご相談ください。**

31 日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することになります

4月1日以前から非正規労働者を雇用している事業主の方は、4月1日時点において、同日以後に31 日以上の雇用見込みがあるかどうか(31 日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか)により、その労働者に対する雇用保険の適用を判断する必要があります

4月1日より見直された助成金が多くあります。そのなかでも重要な改正をお伝えします！

【中小企業基盤人材確保助成金】 アップとダウン

- ・一般労働者への助成が廃止されました。
- ・新分野進出等に係る中小企業基盤人材確保助成金で、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（特定地域）への拡充措置が廃止されました。
- ・生産性向上に係る中小企業基盤人材確保助成金で、小規模事業主への拡充措置が廃止され、300万円以上の設備投資要件が加わりました。
- ・生産性向上に係る中小企業基盤人材確保助成金で、助成額が140万円 170万円に上がりました。
- ・生産性向上基盤人材が60歳以上の場合、年収要件が450万円以上から400万円以上に緩和されました。

【中小企業定年引上げ等奨励金】 ダウン

- ・助成金の支給対象となるのは、措置を講じてから「6か月以上を経過した事業主」限られることになりました。
- ・今までは、「支給申請前日の時点で、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険の常用被保険者が1人以上いる」と、決められた金額がもらえましたが、今後は、「70歳以上までの定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度を導入する措置を講じた事業主」に支払われる給付金については、「1年以上雇用される64歳以上の雇用保険被保険者がいない場合」は「半額」になることになりました。

【パートタイマー均衡待遇推進助成金】 アップ

- ・短時間正社員制度導入の場合、「2人～10人まで、1人につき、10万円（中小企業は15万円）」支給されたのが、「15万円（中小企業は20万円）」になりました。

【中小企業雇用安定化奨励金】 アップ

- ・正社員転換制度を導入・適用した事業主に対する助成金が35万円→40万円に引き上げ
- ・正社員転換制度を適用した場合の労働者1人あたりの支給額が10万円→20万円に引き上げられました。（母子家庭の母などは、15万円→30万円に引き上げ）
- ・また、今まで「3年以内に3人以上（母子家庭の母などが含まれる場合は2人以上）」転換させないと、促進時の給付金はもらえませんでした。今後は、2人以上転換させるともらえるようになりました。
- ・共通処遇制度を導入・適用した事業主に対する支給額は、50万円→60万円に引き上げ
- ・共通教育訓練制度を導入・適用した事業主に対する支給額は、35万円→40万円に引き上げられました。

【緊急人材育成・就職支援基金(実習型)】 継続とダウン

- ・【実習型雇用助成金】実習型雇用により求職者を原則6ヶ月間の有期雇用で受け入れた場合は、月額10万円
- ・【正規雇用奨励金】実習型雇用終了後に正規雇用として雇入れた場合は、100万円 \*半年経過ごとに1/2ずつ昨年度に引き続き、事業主に奨励金等が支給されます。
- ・ただし、正規雇用後にさらに定着のために必要な訓練を行う場合の【教育訓練助成金】については、廃止されました。

あとがき つちはし事務所より

4月1日から改正された「労働基準法」。今回の改正の大きなポイントは、1ヶ月60時間を超える時間外労働には、50%以上の割増賃金を払わなければならないというものです。幸い(!?)、この4月からの施行は大企業のみ。中小企業は、3年の猶予期間の後、改めて検討となっています。しかし、仮に3年後の施行があるとすれば、時間外労働の多い会社は、今から労働時間や業務内容の見直しに取り組みないと、手遅れになってしまいます。サービス残業、長時間労働問題が心配な事業所様は、ぜひお早めにご相談ください。

今月下旬より、健康保険の被扶養者資格の確認調査が行われます。協会けんぽより、事業所様に「被扶養者状況リスト等」が送られてきますので、手続きをさせていただいている事業所様は、必要事項をご記入のいただき、つちはし事務所にてチェックの上で提出させていただきます。詳しくは、追ってご連絡します。